

事業者の皆様へ

簡易リフト、エレベーターに関する建築基準法の手続について

最近、特に工場や作業場等において、建築基準法で定めるエレベーターであるにもかかわらず、建築基準法の規定に基づく確認・検査を受けずに設置されたエレベーターによる死亡又は重大な人身事故が発生しております。工場等に設置される簡易リフト、エレベーターに関しては、労働安全衛生法と、建築基準法が適用されますが、事故を起こしたエレベーターについては、建築基準法の規定に基づく確認申請等の手続がされておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

企業等のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められる昨今、事業者におかれましては、工場等に簡易リフト、エレベーターを設置される際は、労働安全衛生法に係る設置届又は設置報告書と、建築基準法に基づく手続（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いいたします。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、裏面に記載している 17 市又は大阪府（大阪府内建築行政連絡協議会※）の担当部署までお願いいたします。

建築基準法では、

・ 簡易リフト

・ 1 t 未満のエレベーター

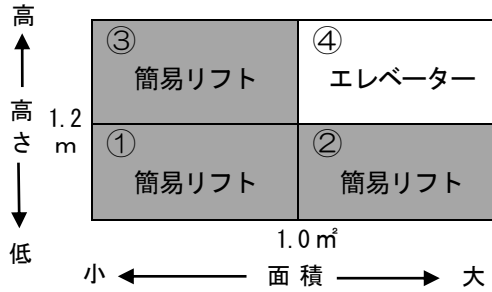
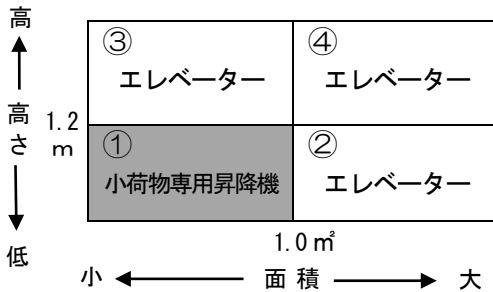
についても、建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。

※大阪府内建築行政連絡協議会とは、大阪府内の建築行政の円滑かつ適正な運用を図るための協議会です。

【問い合わせ先】建築基準法に関する問い合わせは下記までお願いします。

設置場所	担当部署名	TEL
大 阪 市	大阪市 都市計画局 建築指導部 建築確認課	06-6208-9304
豊 中 市	豊中市 都市計画推進部 建築安全課	06-6858-2429
堺 市	堺市 建築都市局 開発調整部 建築安全課	072-228-7936
東 大 阪 市	東大阪市 建設局 建築部 建築指導室 指導監察課	06-4309-3245
吹 田 市	吹田市 都市計画部 開発審査室	06-6384-1994
高 槻 市	高槻市 都市創造部 審査指導課	072-674-7567
守 口 市	守口市 都市整備部 建築指導課	06-6992-1698
枚 方 市	枚方市 都市整備部 開発指導室 建築安全課	072-841-1441
八 尾 市	八尾市 建築部 審査指導課	072-924-3852
寝 屋 川 市	寝屋川市 まち政策部 まちづくり指導課	072-824-1181
茨 木 市	茨木市 都市整備部 審査指導課	072-620-1661
岸 和 田 市	岸和田市 まちづくり推進部 建設指導課	072-423-9571
箕 面 市	箕面市 みどりまちづくり部 審査指導室	072-724-6866
門 真 市	門真市 まちづくり部 建築指導課	06-6902-6341
池 田 市	池田市 都市建設部 審査指導課	072-754-6339
和 泉 市	和泉市 都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-99-8141
羽 曳 野 市	羽曳野市 都市開発部 建築指導課	072-958-1111
上 記 以 外 の 市 町 村	大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築安全課	06-6210-9726

【参考】労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項 目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25 t 以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区 分	● エレベーター かごの面積1㎡超かつ高さ1.2m超 ● 簡易リフト かごの面積1㎡以下又は高さ1.2m以下 	● エレベーター かごの面積1㎡超又は高さ1.2m超 ● 小荷物専用昇降機 かごの面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下  ※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。